

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会要綱

1. 目的

1) 労働安全衛生法に基づく定期健康診断（一般健康診断）は、常時使用する労働者について、その健康状態を把握し、労働時間の短縮、作業転換等の事後措置を行い、脳・心臓疾患の発症の防止、生活習慣病等の増悪防止を図ることなどを目的として事業者により実施されている。

2) 一方、労働者の高齢化の進展、ストレスチェック制度の創設など、労働者の健康管理を取巻く状況も変化している。また、脳・心臓疾患による労災支給決定件数も高水準にあるなどの状況にあり、定期健康診断についても、これらの状況に的確に対応したものとすることが必要である。

3) また、医療技術の進展や科学的知見の蓄積も進んでおり、健康診断の診断手法や検査項目についても、これらに対応したものとすることが必要である。

4) さらに、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査は、定期健康診断の受診を保険者が確認することにより、その全部又は一部を行ったものとみなすとされている中、当該健康診査についても平成30年度からの実施に向けて、最新の科学的知見等に基づいた健康診査項目の見直しの検討が開始されている。

5) これらを踏まえて、産業医学の専門家等の関係者の参画を得て、定期健康診断等のあり方について検討を行うこととする。

2. 検討内容

- (1) 労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の診断項目等について
- (2) その他

3. 構成

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が、別紙の参集者の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会の参集者は、必要に応じ追加することができる。
- (4) 本検討会は、参集者以外の者に出席を求めることができる。

4 その他

- (1) 本検討会は、原則として公開する。ただし、個人情報、企業秘密情報を取り扱うなどの場合においては非公開とすることができる。
- (2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室において行う。

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会
参集者名簿

| | |
|-------|--------------------------------|
| 岡田 邦夫 | プール学院大学教育学部教授 |
| 黒澤 一 | 東北大学環境・安全推進センター教授 |
| 小林 治彦 | 日本商工会議所産業政策第二部長 |
| 砂原 和仁 | 日本経済団体連合会労災保険 WG 座長 |
| 高松 和夫 | 日本労働組合総連合会雇用対策局長 |
| 土肥誠太郎 | 三井化学株式会社本社健康管理室長・統括産業医 |
| 中澤 善美 | 全国中小企業団体中央会事務局次長・総務企画部長 |
| 福田 崇典 | 全国労働衛生団体連合会副会長 |
| 道永 麻里 | 日本医師会常任理事 |
| 宮原 千枝 | 情報産業労働組合連合会中央執行委員 |
| 宮本 俊明 | 新日鐵住金株式会社君津製鐵所安全環境防災部安全健康室上席主幹 |
| 森 晃爾 | 産業医科大学産業生態科学研究所教授 |
| 柳澤 裕之 | 東京慈恵会医科大学環境保健医学講座教授 |
| 山口 健 | 全日本自動車産業労働組合総連合会副事務局長 |
| 山口 直人 | 東京女子医科大学医学部衛生学公衆衛生学第二講座教授 |

(50音順：敬称略)